

令和6年度 非常時の児童に対する措置基準について

ー警報発表時の登下校についてー

I 暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水警報発表の場合

- 1 午前7時の時点で、「加古川市」に警報発表中の場合 **臨時休業**とします。
(学校から連絡はありません。荒天時は、テレビやラジオの気象情報に注意してください。)
- 2 始業時刻以降(登校後)に、警報が発表された場合
発表時刻、気象状況、通学路の状況、学校の実情などを考慮のうえ、適切な処置をとります。
○下校させる場合は、通学班ごとに教師が途中まで引率して安全面に十分配慮して下校します。
○下校の安全が確保しにくい場合には、児童の引き渡しをさせていただきます。学校まで児童の引取りをお願いします。
○保護者への連絡は、学校から**39メール配信**を利用してお知らせします。

II 「竜巻注意情報」が兵庫県下に発表されている場合

- 1 午前7時の時点で発表されているときは、解除されてから登校させてください。臨時休業はありません。
- 2 始業時刻以降に発表されたときは、学校で安全配慮をし、下校時は、解除されてから下校します。

III その他の警報発表及び危険が予測される場合

- 1 津波、高潮、波浪警報については、帰宅か、学校待機か、引き渡しかについて、安全を優先して適切に判断します。
- 2 警報が発表されていなくても、浸水等のおそれがある箇所等については、学校で点検し、状況により通学路の変更等の措置を講じるとともに、安全面に十分配慮します。
- 3 登校中に雷の発生や落雷の危険がある場合、児童及び保護者の判断で安全な場所への避難をお願いします。また、雷雲の通過後に安全を確認して再登校をお願いします。下校時は、学校長が安全を最優先し判断します。

IV 地震(震度5弱以上)が発生した場合

- 1 登校前に「加古川市」で発生した場合、**臨時休業**とします。
- 2 登校中に発表された場合は原則として登校します。ただし状況により安全を優先して対応します。

V Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応

- 1 登校前に「兵庫県」に発信された場合は、児童は自宅待機とします。
- 2 登下校中に「兵庫県」に発信された場合は、自宅か学校の近い方に避難することを原則とします。

※ 非常時は、連絡用電話回線の確保が必要になります。個人的な学校への電話はご遠慮ください。
「引き渡しカード」の緊急連絡先等が変更になった場合は、速やかに、担任までお知らせ願います。

ご家庭で、いつも確認できる場所に掲示してください。